

令和2年3月6日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
病院診療所担当理事 峰野 元明

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

標記の件につきまして、神奈川県医師会を通じ通知がございましたので、お知らせいたします。令和2年2月10日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課事務連絡の周知に加えて、新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者を臨時的に受け入れに当たっての医療法における取扱いについてお知らせ致します。

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

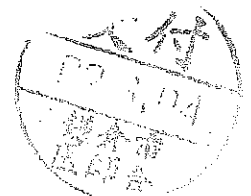
また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について県健康医療局保健医療部医療課長並びに県健康医療局保健医療部健康危機管理課長より別添のとおり通知が参りました。

本件は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の蔓延防止を図るための臨時的な取扱いであることにご留意いただき、別添の厚労省より「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」通知に基づき、院内感染防止対策体制を徹底していただく旨周知依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても本件をご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

事務担当：地域保健課 代
〒231-0037
横浜市中区富士見町3-1
TEL：045-241-7000 FAX：045-241-1464
e-mail：r-dai@kanagawa.med.or.jp



事務連絡
令和2年2月17日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについて

新型コロナウイルス感染症への医療機関における対応については、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受け入れについて」（令和2年2月10日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課事務連絡）において、感染症病床以外に入院させることに対する医療法（昭和23年法律第205号）における取扱い等について周知を依頼したところです。

上記に加えて、新型コロナウイルス感染症患者及び疑似症患者を臨時的に受け入れるに当たっての医療法における取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知をいただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、これらの取扱いとするに当たっては、「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年2月13日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡）に基づき、院内感染防止体制を徹底いただくとともに、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るための臨時的なものである旨、御留意願います。

記

1. 定員超過入院等について

新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者を、緊急時の対応として、感染症病床の病室に定員を超過して入院させる場合や、処置室等病室以外の場所に入院させる場合は、医療法施行規則第10条ただし書きの臨時応急の場合に該当する。

ただし、定員超過入院等は緊急時の一時的なものに限られ、常態化する場合には、医療法の感染症病床の増床手続を行う必要があるため、希望する場合には、厚生労働省医政局地域医療計画課に相談していただきたい。

事務連絡
令和2年2月10日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)長

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課

新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受入れについて

昨日、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について(依頼)」(令和2年2月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)において、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送先の医療機関について周知を依頼したところです。

それを踏まえて、新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者を感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること又は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることに対する医療法(昭和23年法律第205号)における取扱い並びに院内感染の防止策について下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、関係各所への周知の程お願いいたします。

記

1. 医療法における取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第19条第1項ただし書において、緊急その他やむを得ない場合につき、感染症指定医療機関における感染症病床以外に入院させること、又は感染症指定医療機関以外の医療機関に入院させることが可能である。それに基づき、新型コロナウイルス感染症の患者及び疑似症患者を一般病床、療養病床、精神病床又は結核病床の病室に入院させることに対する医療法における取扱いとしては、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第10条ただし書の臨時応急の場合に該当する。

なお、今回の取扱いに関しては、新型コロナウイルス感染症患者等の発生が一部の地域で一時的に多数報告されていること等を踏まえた暫定的な取扱いであり、平時における取扱いに及ぶものではないことを申し添える。

2. 院内感染防止について

医療機関における院内感染対策については、医療法第6条の12及び医療法施行規則第1条の11第2項第1号の規定並びに「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月30日付け医政発第0330010号厚生労働省医政局長通知)、「医療機関における院内感染対策について」(平成26年12月19日付け医政地発1219第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)及び「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年1月31日付け厚生労働省医政局総務課・地域医療計画課事務連絡)等に基づき、貴管下医療施設に対する周知及び指導をお願いしているところであるが、新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受入れの有無にかかわらず、貴管下医療施設に改めて周知及び指導方お願いする。

また、新型コロナウイルス感染症患者等の入院患者の受入れを行う医療機関に当たっては、「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について(依頼)」(令和2年2月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡)の留意点も御確認いただきたい。

以上